

5 下請法違反行為に対する措置

(1) 親事業者等に対する調査権限(第9条)

公正取引委員会及び中小企業庁は、親事業者又は下請事業者に対し、その取引に関する報告をさせ(報告徴取権限)又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所に立ち入って帳簿書類等の物件を検査させる(立入検査権限)ことができます。

また、当該下請取引に係る事業の所管官庁(例:運送業・国土交通省、テレビ放送・総務省)も、中小企業庁が行う調査に協力するため下請取引に関する調査を行うことができます。

公正取引委員会の令和元年度の書面調査は、資本金1000万円超の親事業者60,000名(製造委託等35,810名、役務委託等24,190名)及び当該親事業者と取引のある下請事業者300,000名(製造委託等200,190名、役務委託等99,810名)を対象に実施しています。

(2) 違反行為に対する手続(第6条, 第7条)

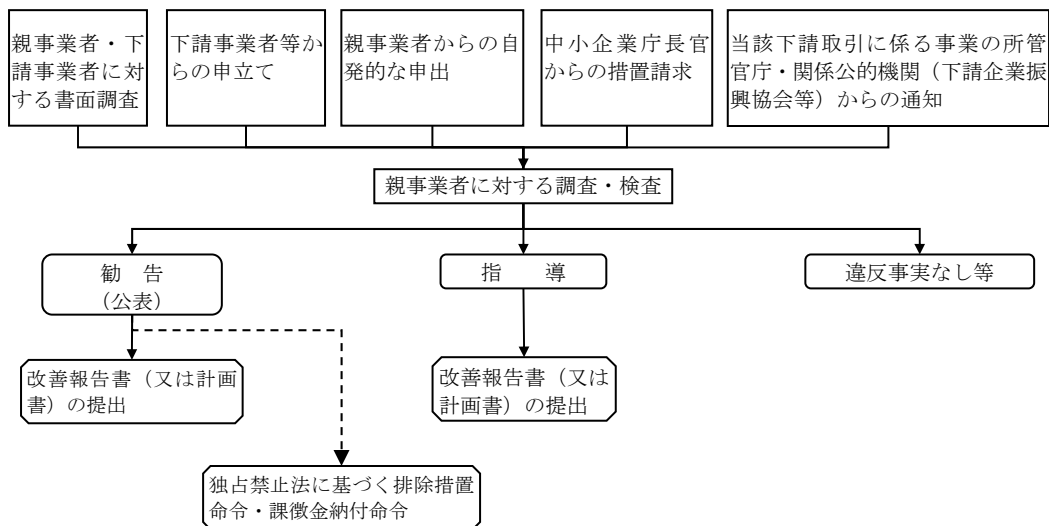
公正取引委員会は、調査の結果、下請法に違反する行為が認められた場合には、親事業者に対し違反行為を改善するよう、勧告(第7条)や指導等の措置を採ります。勧告を行った場合は、違反した親事業者名、違反事実の概要等が公表されます。

親事業者が公正取引委員会の勧告に従わない場合には、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがあります。

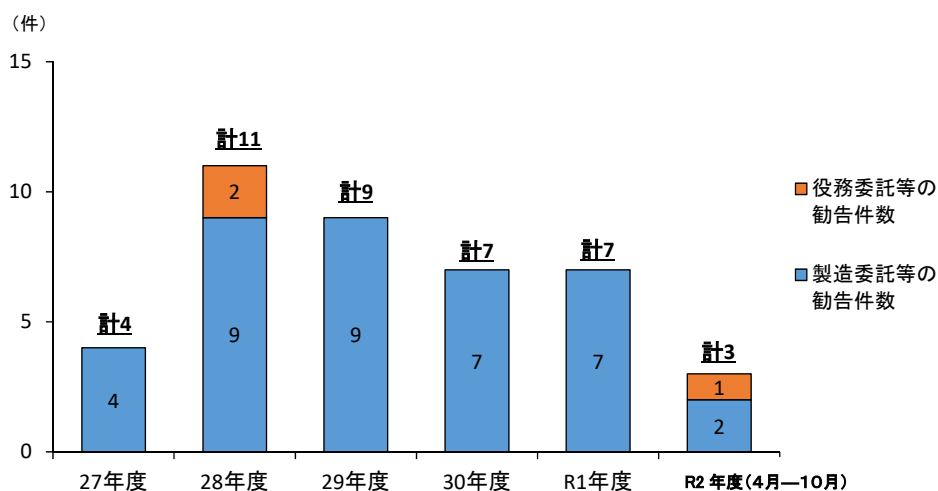
なお、親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者の受けた不利益を早期に回復させることに役立つことから、公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、親事業者から当該違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、一定の事由が認められた場合には、勧告を行わないこととしています。

中小企業庁も同様に違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対して措置を請求する(第6条)ことができます。

* 公正取引委員会の下請法違反事件処理フローチャート



【勧告件数の推移】



(注1) 平成26年度以降の勧告事件については資料6参照。

(注2) 「製造委託等」とは製造委託及び修理委託を、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

(3) 罰 則 (第10条～第12条)

次の①から④に該当する場合は、違反行為者（親事業者の代表者、従業員）が罰せられるほか、企業（法人）も罰せられます（罰金額は50万円以下）。

- ① 3条書面の交付義務違反
- ② 5条書類の作成・保存義務違反
- ③ 報告徴収に対する報告の拒否、虚偽の報告
- ④ 立入検査の拒否、妨害、忌避